

令和 8 ～10年度札幌市民防災センター運営業務

公募型企画競争

提 案 説 明 書

令和 7 年10月
札幌市消防局

令和7年札幌市告示第4457号に基づく企画競争については、札幌市役務契約に係る企画競争実施要領その他関係法令に定めるもののほか、この提案説明書によるものとする。

1 業務の名称

令和8～10年度札幌市民防災センター運営業務

2 契約の概要

- (1) 契約方法
公募型企画競争（プロポーザル方式）により選定された契約候補者を契約の相手方とする随意契約
- (2) 告示日
令和7年10月30日（木）
- (3) 履行期間
令和8年4月1日（水）から令和11年3月31日（土）まで

3 業務の目的

本委託業務においては、施設の適切な維持管理（清掃業務を除く。）を行い（施設管理業務）、来館者に対し各種体験施設等の案内・説明等を行う（施設案内業務）ほか、「札幌市民防災センター・施設運営の方向性」に沿った取組（施設活性化業務）により、市民の防火・防災意識の向上を図ることを目的とする。

4 業務の内容

別添1「仕様書（案）」のとおり。ただし、正式な仕様書については、企画提案を踏まえた本市と契約候補者との協議により作成されるものであることに留意すること。

5 契約限度額

令和8年度から令和10年度までの総額は143,100,000円（消費税および地方消費税を含む。各年度あたり47,700,000円）を上限とする。

※上記金額は規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

※本業務は各年度の予算の成立を前提としているため、当初予算案の修正等があった場合は内容の変更を行うことがある。

※原則として、委託費を契約期間内で分割して毎月支払うこととする。

6 企画提案に求める内容

- (1) 全般
 - ア 施設の目的、課題および業務全体の内容について基本的な認識を示すこと。
 - イ 積雪寒冷の地域特性など、札幌市の特徴をどのように考慮するかを示すこと。
 - ウ 業務を円滑かつ確実に進めることができる組織体制を示すこと。
 - エ 防火・防災に関する専門知識を有した人員の確保（雇用形態など）および人員配置について示すこと。
 - オ 類似する業務の実績を示すこと。
- (2) 施設管理業務
 - ア サービスを安定的に提供できる具体性と、実現可能性のある業務計画を示すこと。
 - イ 開館中の非常時等に適切に対応できる体制を示すこと。
 - ウ 適切な感染防止対策を示すこと。

(3) 施設案内業務

- ア 防火・防災に関する技術力や習熟度などの専門性を示すこと。
- イ 防火・防災の知識やスキルを、子どもから大人まで幅広い年齢層に合わせて、どのように分かりやすく伝えるかを示すこと。
- ウ 来館者対応に必要な接客スキルおよびコミュニケーション能力を示すこと。
- エ 業務に必要な知識や技能および接客などを習得するための人材育成の取り組みを示すこと。
- オ ホームページやSNS（XおよびInstagram）などを活用した広報内容を示すこと。
- カ 「来館者の声」やアンケート結果を基に、どのようにサービス向上につなげられるか示すこと。

(4) 施設活性化業務

別添2「札幌市民防災センター・施設運営の方向性」を踏まえ、以下の要点に沿った提案をすること。

ア 施設運営の方向性1

- (ア) 「防火・防災を楽しく学べる場の創出」を実現する提案を示すこと。
- (イ) 来館につながる施設外でのPR活動や普及活動の要素を取り入れた提案や工夫を示すこと。

イ 施設運営の方向性2

- (ア) 「災害対策の自分ごと化と実践の促進」を実現する提案を示すこと。
- (イ) 防火・防災を自分ごととして感じてもらえるように、共感性や説得力をもって伝えるとともに、市民が主体的に行動できる力を育めるような対話を取入れた提案や工夫を示すこと。

ウ 施設運営の方向性3

- (ア) 「防火・防災情報へのアテンド」を実現する提案を示すこと。
- (イ) 社会的影響がある災害が起こった時など、機を捉えたタイムリーな防火・防災に関する情報発信をするための提案や工夫を示すこと。

(5) 独自提案

本業務の成果をより効果的なものにする独自提案や工夫を示すこと。

体験施設等については札幌市公式ホームページを参照すること。

[ホーム> 防災・防犯・消防> 消防・火災予防> 組織・関連施設> 市民防災センター]

➡<https://www.city.sapporo.jp/shobo/tenji/index.html>

7 参加資格

以下の要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者ではなく、かつ、その者を代理人、支配人、その他の使用人として使用するものでないこと。
- (2) 令和7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登載されていること。
- (3) 同一の企画競争において、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。
- (4) 会社再生法による更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全でないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止措置の期間中でないこと。

8 参加手続に関する事項

(1) スケジュール

企画提案の公募開始	令和7年10月30日（木）
参加意向申出書（様式1）提出期限	令和7年11月21日（金）12時00分
企画提案書等の提出期限	
参加資格の審査結果通知日	令和7年11月27日（木）
審査（プレゼンテーション）	令和7年12月3日（水）～ 令和7年12月9日（火）（予定）

※告示日現在の予定であるため、変更となる場合がある。

(2) 提出書類および提出期限

ア 下表(ア)および(イ)の提出書類 各1部

イ 下表(ウ)から(キ)までの提出書類 正本1部・副本10部

※公平に評価を行うため、副本には、企画提案をする法人名が特定できる表現（会社名、ロゴ、個人名等）を一切記載せず、別の表現や伏字等を記載すること。

ウ 下表(ウ)から(キ)までの正本および副本のデータ（PDFファイル形式）を納めた電磁的記録媒体（CDまたはDVD） 1枚

エ 提出書類の体裁は、日本産業規格A4で、両面印刷（長辺とじ）とする。

オ 書体は自由で、写真、挿絵および図表等の使用は可とする。

カ 提出書類は、一式をクリップ等で留め、ステープラ（いわゆるホチキス）は使用しないこと。また、ページが複数になるときは、番号を記すなどして乱丁や落丁がないよう対策を講じること。

提出書類		提出期限
(ア)	参加意向申出書（様式1）	令和7年11月21日(金) 12時00分【必着】
(イ)	札幌市競争入札参加資格認定通知書の写し	
(ウ)	企画提案者概要（様式2）	
(エ)	業務運営体制（様式3） ※組織体制、人員配置、担当業務、業務従事者等を記載すること。	
(オ)	業務実施計画書（様式4） ※業務履行期間中の実施計画について記載すること。なお、開館準備および職員研修等の計画についても可能な限り詳細に記載すること。	
(カ)	企画提案書（様式自由） ※本提案説明書を熟読し作成すること。 ※人員配置や担当業務を記載する場合は、上記様式3の「2業務従事者一覧」と関連付けること。	
(キ)	積算書（様式自由） ※積算根拠が分かるように記載すること。なお、本積算額が契約額となるとは限らない。	

(3) 提出方法および提出先

持参または郵送（書留）により、下記16の担当に提出すること。なお、持参する場合の受付は、月曜日から金曜日（祝日を除く。）の9時から17時の間とする。

9 質問の受付および回答

質問は次に示す提出期限までに、質問書（様式5）により下記16の担当まで郵送、持参、または電子メールにより提出すること。ただし、電子メールにより提出するときは、件名を「札幌市民防災センター運営業務企画競争に関する質問」とし、質問書のデータを添付すること。

なお、口頭（電話）による質問は一切認めない。

- (1) 提出期限 令和7年11月7日(金) 12時00分(必着)
- (2) 令和7年11月13日(木)までに質問者に対して回答するものとし、原則、質問と回答は札幌市公式ホームページ上で公表するので参照すること。

10 参加資格の審査等

- (1) 審査と通知
参加資格の審査を通過した者には、審査の結果および審査（プレゼンテーション）の実施日時を通知する。
- (2) 参加資格への苦情申立て
本件企画競争において参加資格を満たさないまたは満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10日（札幌市の休日を定める条例（平成2年6月15日条例第23号）で規定する休日を除く。）以内に、その理由に係る苦情を申し立てることができる。
- (3) 参加資格の喪失
本件企画競争において、企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで（契約候補者にあっては、契約を締結するまで）において、次のいずれかに該当するときは、本件企画競争における提出書類は受け付けず、若しくは評価せず、または契約候補者としての選定を取り消すこととする。
 - ア 提出書類に虚偽の記載をするなど、不正の行為をした者
 - イ 本提案説明書に定める手続以外の手法により、実施委員会の委員および市職員から助言、援助その他審査の公平を疑われるような行為を受けた者または当該行為を求めた者
 - ウ 不正な利益を図る目的で実施委員等と接触し、または利害関係を有することとなった者
 - エ 本件企画競争の手続期間中に上記7に示す参加資格を有しないこととなった者
 - オ 審査の公平性を害する行為を行った者
 - カ その他札幌市が不適切であると判断した場合

11 選定方法

本市の関係部局の職員からなる「令和8～10年度札幌市民防災センター運営業務企画競争実施委員会」（以下「実施委員会」という。）において総合的に審査し、最も優れた企画提案者を入選者として選定する。

- (1) 審査の方法
 - ア 各企画提案者がプレゼンテーション（以下「プレゼン」という。）を行い、別表「提案書評価基準シート」により評価を行い、この合計点数が最も高い1者を入選者として選定する。
 - イ プレゼンの出席者は参加意向申出書（様式1）に記載された担当者を含む最大3名までとする。
 - ウ プレゼンの実施時間は50分以内（提案説明30分、ヒアリング（質疑応答）20分）とする。ただし、企画提案者数に応じて変更することがある。
 - エ プレゼンの実施順については、札幌市が事前に決定する。
 - オ プレゼンの際、企画提案者がパソコンを持ち込み、会場に設置したモニターへ画像等を表示することは可とする。その場合は、プレゼンの前日12時までに下記

16の担当へ連絡すること。（モニターへの接続はHDMIケーブルを使用。ケーブルは本市が用意）

カ 企画提案者が1者の場合、提案書評価基準シートの評価点（合算）が最低評価基準点以上（配点200点×出席委員7～4名人×0.6）を超えていれば入選とする。

キ 実施委員会による採点が同点の場合は、提案書評価基準シートの「IV 施設活性化業務」の評点が最も高い者を入選とする。ただし、提案書評価基準シートの「IV 施設活性化業務」の評価点も同じであるときは、実施委員会がくじ引きを行い、その結果により入選者を決定する。

ク 審査の結果については、各企画提案者に対し書面にて通知する。

(2) 委託相手方の選定および契約について

本業務の委託については、原則として入選者を契約候補者とし、契約候補者と具体的な契約内容および委託金額について協議した上で、随意契約を行うものとする。

なお、企画提案の内容をもって契約するものとは限らない（手続に関しては、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）による）。

また、入選者との協議が不調に終わった場合や上記10(3)の事項に該当する場合は、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

12 再委託等の禁止

受託者は、業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者から書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

13 著作権に関する事項

(1) 企画案の著作権は、各企画提案者に帰属する。

(2) 納入される物品等に第三者が権利を有する著作権が含まれる場合、当該著作権の使用に係る一切の手続および費用については、企画提案者の負担と責任において行うこととする。

(3) 企画提案者は、札幌市が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、本件企画競争の実施に必要な範囲で札幌市が企画案を複製することに許諾するものとする。この場合において、札幌市はあらかじめ企画提案者に通知する。

(4) 企画提案者は、札幌市に対し、企画提案者が企画を創作したことおよび第三者がもつ著作権等のいかなる知的財産権をも侵害するものではないことを保証するものとする。

(5) 提出された企画案その他の企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めにより公開する場合がある。

(6) 受託者は、札幌市に対し、本件契約に基づく成果物（以下「本著作物」という。）に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条および第28条に規定する権利を含む。）を、譲渡するものとする。

(7) 受託者は、本著作物に関する著作者人格権を、札幌市または札幌市が指定する第三者に対して行使しないものとする。

(8) 受託者は、札幌市に対し、受託者が本著作物を創作したことおよび第三者の著作権、著作者人格権およびその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証すること。

(9) 企画案または本著作物の利用について、第三者から権利の侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、企画提案者または受託者は、自己の費用および責任においてこれを解決するものとし、かつ札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償すること。

14 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、市長に対し、自らの評価について疑義の申立てをすることができる。

15 その他の留意事項

- (1) 本件企画競争に係る一切の費用については、企画提案者の負担とする。
- (2) 札幌市の指示による場合を除き、提出期限を過ぎた後の書類の訂正、追加または差し替え等の変更は一切認めない。
- (3) 参加意向申出書（様式1）に記載された担当者は、札幌市が特別の理由があると認めた場合を除き、変更することができない。
- (4) 札幌市が提供した資料は、札幌市の了解なく公表、使用することができない。
- (5) 参加意向申出書の提出後、参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式6）を提出すること。

16 問合せ先・提出先（発注担当）

〒064-8586 札幌市中央区南4条西10丁目 消防局庁舎4階
札幌市消防局総務部総務課企画広報係（担当：細野）
電話 011-215-2010
電子メールアドレス somu.shobo-kikakukoho@city.sapporo.jp

17 契約担当

〒064-8586 札幌市中央区南4条西10丁目 消防局庁舎3階
札幌市消防局総務部施設管理課 施設係
電話 011-215-2030